

奥津湖ゴミマップ

家庭ゴミ等

家庭ゴミ等

家庭ゴミ等



令和3年度調べ
(R2.4~R4.3)

奥津湖周辺に不法投棄されている場所をまとめました。

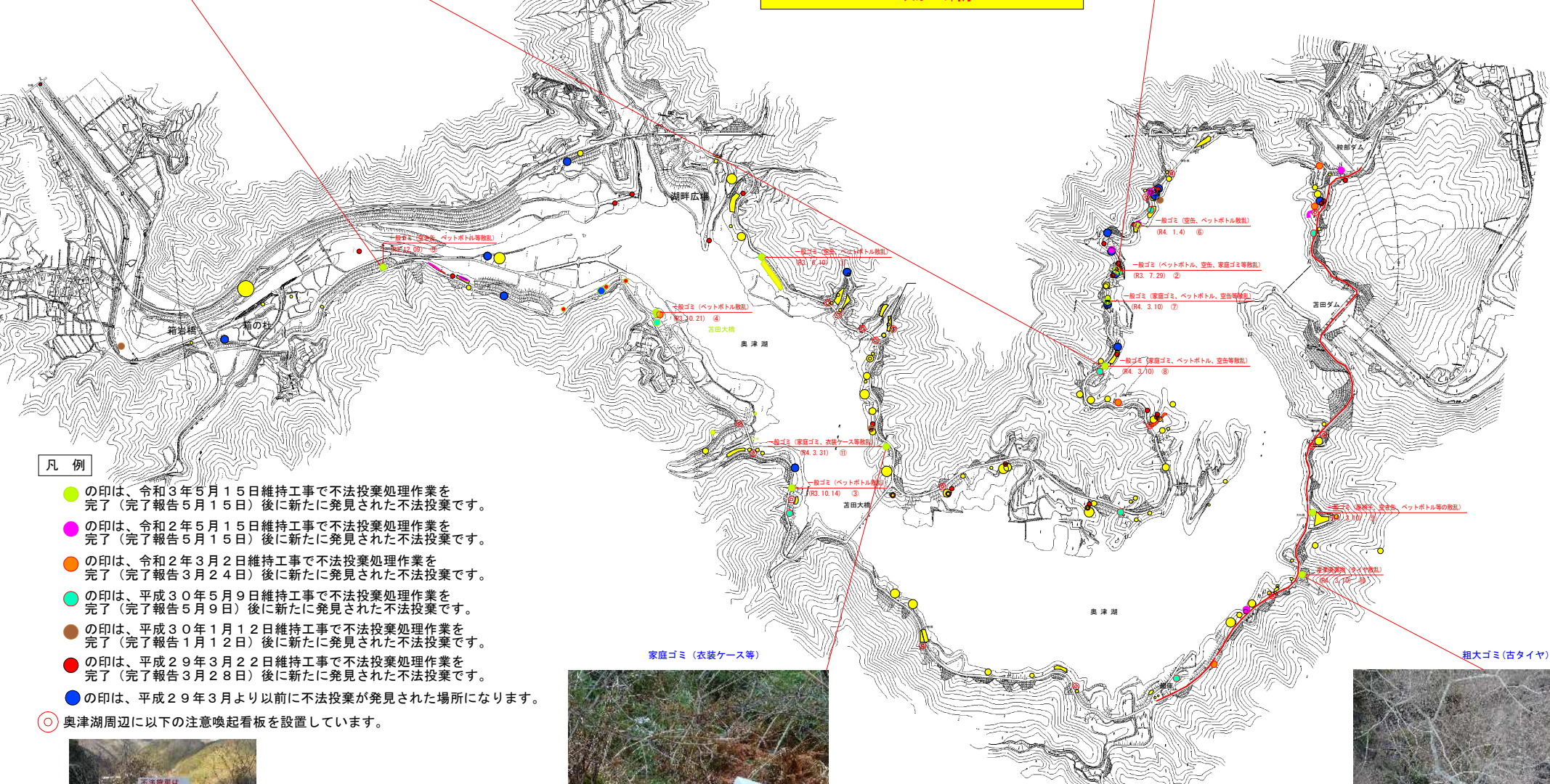
河川や湖にゴミを捨てる行為は違法です。
以下のとおり、法律により罰則が規定されています。

○河川法（河川法施工令第16条の4）

罰則：3ヶ月以内の懲役、又は20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(第5条、第16条)

罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金
又はこの両方



凡例

- の印は、令和3年5月15日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月15日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、令和2年5月15日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月15日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、令和2年3月2日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告3月24日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、平成30年5月9日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月9日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、平成30年1月12日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告1月12日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、平成29年3月22日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告3月28日）後に新たに発見された不法投棄です。
- の印は、平成29年3月より以前に不法投棄が発見された場所になります。

○奥津湖周辺に以下の注意喚起看板を設置しています。



不法投棄を発見しましたら、下記まで連絡をお願いします。

国土交通省 吉田ダム管理所
TEL (0868) 52-2151

水源池を守ろう！

苦田ダムで貯めた水は、岡山県東部地域において、**飲み水などの生活用水、ビール工場の用水、農地のかんがい用水**などに利用されており、岡山県民の生活に欠かせないものです。

また、ダムの貯水池として生まれた“奥津湖”は、憩いを求めて多くの人々が訪れる**地域の観光資源**となっています。

ダムの水や湖畔が、不法投棄によって汚染されると、**県民の生活や自然環境に重大な影響**を与えることになります。

「自分だけなら」とか「少しだから」などと、軽い気持ちでゴミを捨てるのは止めましょう。

不法投棄は、絶対にしないでください。

**不法投棄は犯罪です。
発見したら下記まで連絡願います。**

**国土交通省 苦田ダム管理所
TEL0868-52-2151**

不法投棄の発見



警察・管理所による実況見分



原因者に対し、刑事告発

日常パトロールのほか、
カメラによる監視・録画も行っています。